

徳山青果精算株式会社の平成30事業年度の事業の計画に関する書類の  
提出について

徳山青果精算株式会社の平成30事業年度の事業の計画を説明する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項及び市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成25年周南市条例第7号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎